9月 モニタレポート	担当出張所	福島出張所
担当区間	右岸	
	河口(矢倉緑地を除く)~国道2号淀川大橋(右岸 0.6~4.8Km)	
モニター実施日時	令和元年 9 月 15 日(日)10 時 30 分頃~12 時頃	
	令和元年 9 月 25 日(水)10 時頃~11 時頃	
天 候	晴れ(9/15) 晴れ(9/25)	

(見出し) 『下流端~上流端』

9/15

水上オートバイ、釣り、野球、散歩をしている人々が、河川及び河川敷で楽しんでいた。

草むらには、虫の声がしており、バッタ採りの親子もいた。

9/25

平日であり、人はほとんどいなかった。

コオロギの声と沢山のバッタに出会えた。

(内容)

- 1. 地域住民等から受けた河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望・意見について 釣りをしている人が、チヌ・ハゼを釣り上げており、楽しいとのこと。
- 2. 河川環境・利用上の障害となるような事象について特になし。
- 3. ゴミ等の投棄・河川の流水や施設の異常について ゴミの投機と思われるのが1か所あった。
- 5. 不法投棄、利用者のごみ、犬のふん、本流・支流の水質異常、施設等の異常、看板の異常、柵等の 異常、施設内への部外者の侵入、工事現場の仮設材の異常、小動物の巣穴、施設に悪影響を及ぼす 動物について

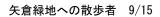
特になし。

- 6. 河川利用の状況、河川内動植物の変化、河川水質の変化について 水の色は薄緑色で、透明度は割と高く水質の変化はなさそう。(9/15・25)
- 7. 河川管理者への連絡が必要だと判断した事象について

[・川に魚が浮いている。・魚や鳥などの生物が大量に死んでいる。・不審物を発見した。・河川利用 者に危険が及ぶ恐れのある事象について] ① 焚火を禁止しているのなら、立て看板等で周知すべきと思う。 ② 淀川大橋下流の堤防と河川敷の間にあるゴミは、国道からも見えるので1か所に集めるなど して人が管理していることを示すべきと思う。 ③ 淀川大橋下流の草地は、人が入れないほどに荒れ果てているので、草を刈って細い道を3本 ぐらい作ったら、自転車が入れるので利用価値が上がるのでは。 8. 河川愛護や美化などについて、地域住民の方との普及啓発に努めたこと。 特になし。

参考写真

水上バイク 9/15





花火跡とゴミ 9/15



焚火跡 9/15



焚火跡と落書き



漂着物 9/15





淀川大橋下流の漂着物 る椅子と救命具 淀川大橋下流にあった、個人のものと思われ





淀川大橋下流の草地は自転車が入れないのでこうなる。



(意見・感想・処置等)

9月モニター報告ありがとうございます。

河川敷は、誰もが自由に楽しんで利用できる憩いの空間ですが、焚き火やゴミ投棄、落書きなどは、 言うまでもないことですが、マナーに反するだけでなく火災等の恐れもあり禁止されております。河川 管理者として焚き火等禁止の警告看板は必要に応じて設置しておりますが、根本的には河川利用者のマ ナーアップが必要不可欠と考えております。

ナーアップが必要不可欠と考えております。 また淀川大橋下流の河川敷について、当然のことですが特殊堤の自転車通行は禁止されておりま す。淀川河川敷には、地域住民の憩いの場としての役割だけでなく多種多様な動植物も生息しておりま すので、その配慮も必要と考えております。 9 月に入り猛暑は収まりつつありますが、雨が多いシーズンになってきました。体調管理には気を 付けてモニター活動行ってください。